

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営を受託するガソリンスタンドにおいて、〇日間実地研修を受けていたところ、請求人によれば、同月〇日、左膝の内側に激痛が走ったという。
- 2 請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し「左膝捻挫、左変形性膝関節症、左膝関節水腫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付（療養費及び移送費）及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

請求人の本件傷病発症について、D医師は、平成○年○月○日付け意見において、椅子から立ち上がっただけで発症したというのであれば、業務に起因した傷病と判断する根拠に乏しい旨述べている。さらに、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日より痛みが出現しているが、原因となる外傷はなく災害性のある痛みとは認められない。」と判断している。

この点、F医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、本件傷病発症の機序について、「捻挫については労務による膝の負担が原因と思われる。」と述べているが、一方で、変形性膝関節症に関して、加齢も関与していると思われる旨述べており、実際、請求人は、平成○年○月○日以降、右膝関節について変形性膝関節症の治療を受けていることが認められる。

また、請求人が従事した作業についてみると、平成○年○月○日から同月○日までの期間のうちの○日間で、1日当たり○時間の計○時間という短期間、業務に従事したというものであり、仮に、請求人が主張するように、来客時にスタートダッシュと急停止を繰り返すことがあったとしても、本件傷病の原因になったとまでみることはできず、その他災害性の要因があるとの事情も認められないことから、請求人の業務が本件傷病の原因になるとは判断できないものである。

以上のように、請求人が従事した業務が本件傷病発症の有力な原因になったとは考えられず、本件傷病は、業務上の事由によるものとは判断できないものである。

なお、請求人は、面接時に聞いた業務内容と実際の業務内容との相違等を、縷々主張するが、上記判断を左右するものではない。

##### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき

理由はないから、本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。